

## ○あま市小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第75号

あま市小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付要綱(平成22年あま市告示第130号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の負担軽減を図り、もって中小企業の振興に資するため、愛知県の小規模企業等振興資金融資制度要綱(昭和60年4月1日制定)に基づき中小企業者が融資を受けるときに必要な信用保証料の一部に対して交付するあま市小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金(以下「補助金」という。)に関し、あま市補助金等交付規則(平成22年あま市規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 市又は市長が別に指定する金融機関において申込みをした小規模企業等振興資金の通常資金又は小口資金の融資について、愛知県信用保証協会の保証の決定を受け、同協会に信用保証料を一括で納付していること。
- (3) 市税の滞納がないこと(法人の場合は、代表者に対する課税分を含む)。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、信用保証料の額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める補助率を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。

- (1) 融資の貸付期間が3年以内のもの 2分の1
  - (2) 融資の貸付期間が3年を超えるもの 10分の3
- 2 既存融資の借換えを行ったときの補助金の額は、信用保証料から当該借換えに係る返戻信用保証料を差し引いた額に、前項に定める補助率を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により算出した金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、金融機関から融資を受けた日後6か月以内に、小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に小規模企業等振興資金の通常資金又は小口資金の融資を受けた者に対する第4条の規定の適用については、同条中「金融機関から融資を受けた日後6か月以内」とあるのは「平成28年9月30日まで」とする。